

失礼いたします。岡山県県民生活部くらし安全安心課安全安心まちづくり班の中村でございます。

先進的な取組みをということで、今日はお話の機会をいただきましたが、青木様の話を聞いたりしますと、岡山県は決して先進的ではなくて、先進的な県にやや追いついているのかなと感じているところです。昨年度から県内では、犯罪被害者等の支援に関していろいろ動きがありましたので、それを中心に説明させていただきます。

まず、岡山県の犯罪被害者支援の取組みについて、さかのぼって説明します。まず、岡山県には、平成10年に「おかやま被害者支援ネットワーク」ができました。この代表は精神科医会の方で、副代表に県の保健福祉部長、警察の警務部長が入っており、事務局は警察本部が持っております。今もこのネットワークはありまして、くらし安全安心課は、このネットワークの一組織になっております。

次に、県のいわゆる知事部局のことを言いますと、10年のネットワーク設立から8年たった、18年4月に安全安心まちづくり推進室が発足しました。この時点で総合相談窓口が県の知事部局に初めて設置されました。

それから、19年3月に取組指針を策定しまして、22年、ちょうど1年前ですけれども、推進室がくらし安全安心課として発足します。

それから、ちょうど国の基本計画と同様、昨年、取組指針の取組期間が終わりましたので、その見直しをして、本年度から5年間を取組期間とする第二次取組指針を策定し、さらに、本年4月1日から県の犯罪被害者等支援条例を施行したという流れであります。

くらし安全安心課には、私がおります安全安心まちづくり班、消費生活班、交通安全班の3つの班がございます。このうちの安全安心まちづくり班が犯罪被害者の業務を担当しています。

体制としましては、課長以下、安全安心まちづくり班は、警察からの派遣出向者が2名、教育庁から1名、知事部局から2名という体制で業務を推進しております。

知事部局ではくらし安全安心課が総合相談窓口を持っております、主に知事部局内と教育委員会、警察本部との総合調整、市町村等との連携、被害者支援団体等との連携を図っております。

警察本部の方はといいますと、直接支援が大きな業務になっているかと思いますが、県民応接課に犯罪被害者支援室がございまして、給付制度とか実質的な支援業務を推進しております。

次に、支援団体ですが、県内には、大きな支援団体が2団体ございます。まず、社団法人の被害者サポートセンターおかやまです。Victim Support Center Okayama、それを略してヴィスコと呼んでおりますけれども、V S C Oという組織があります。この組織は15年に任意団体として設立されまして、その後、社団法人として認可され、昨年度末、つい先日ですけれども、3月29日に犯罪被害者等の早期援助団体の指定を受けて、現在、早期援助団体として活動が始まっております。

業務内容としては、電話相談とか危機介入、法廷の付き添いなど、まさに直接支援的な業務を推進しております。

次に、NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズです。通称、ファミリーズと呼んでいますけれども、17年2月に団体が設立されて、18年9月からNPO法人として認可されて活動しております。

主な活動としては、直接支援もされておりますが、被害者の自助グループなどの草の根活動を展開しております。

中でも、心と命の教育活動は、ファミリーズのメンバーの被害者の方が直接中学校や高校へ出向いていきまして、子どもを被害者にも加害者にもさせないということで、命の大切さを訴えるという活動をされており、これは警察の委託業務として実施しておりまして、県内の多くの学校で実施しております。県外からもお呼びがかかっており、注目されている活動になっております。

これまでの岡山県の主な取組みを簡単に説明します。まず、ハンドブックの作成です。このハンドブックについては、非常によいものであると思っております。私も去年初めて見て、たいへん勉強になる、非常によい資料だなと思いました。今後は、これをさらに見直していきたいと思っております。

それから、リーフレットです。これは県内の犯罪被害者支援に携わる窓口をそれぞれ載せたものです。今年のものは既に条例と一緒にしてお手元に後ろに資料としてつけております。

それから、3つ目は、県内の市町村等の担当課長会議の開催です。参加者は、市町村の担当者、警察署の担当者、検察庁、法テラス、民間支援団体などで、連携を図れるよい会議となっております。

次に、犯罪被害者等施策研修会です。これは、犯罪被害者の担当者は犯罪被害者のことをよく知っているが、担当でない職員の研修をしてもらいたいとの要望があり開催したものです。被害者の方は、犯罪被害者の窓口だけに行くのではありません。例えば、殺人事件があつたら、死亡届は住民課に行きますし、転居も住民課、住宅の関係では住宅課とか、いろいろな課に行くので、どの窓口でも適切な対応ができるようにしなければならないということです。市町村によっては全職員を対象に研修会を実施したところもございます。県としては、この要望を受けて、多くの部局から多数の参加を募り去年初めて開催しました。

参加者の反応として、犯罪被害者について、今まで思っていたことと違いましたという感想がありましたので、成果はあったものと思っております。

それから、ネットワーク講演会です。これは、先ほど言いましたネットワークが毎年、総会の後に実施しているものです。

次に、被害者週間の普及啓発ということで、懸垂幕を県庁に掲げたりしましたが、この

週間の啓発事業としては、委託事業として先ほどのV S C Oとかファミリーズに委託して行う啓発行事、それから、警察として連携して行う行事等も実施しております。

続いて、ネットワークの分科会です。ネットワークの分科会は2つありますけれども、性犯罪被害者分科会、少年犯罪被害分科会ということで、去年2回やりました。これは、先ほどのネットワークのメンバーの代表者が集まりまして、想定事例もとに、こういう事例があったら、どういう支援をするかということをお互いに説明していきます。短時間で、深い話はできませんが、様々な団体関わっているということが分かり、ネットワークの関係団体の連携が図れているのではないかと思います。

それから、先ほども言いましたが、第二次取組指針、条例を策定しました。条例については、また後ほどお話しします。

まず、条例に関しまして、県内の動きをお話しします。施行は全てこの4月1日からですが、岡山県の犯罪被害者等支援条例は、3月16日に公布しまして、4月1日から施行しております。

次に、政令市で初めてということで、岡山市の犯罪被害者等基本条例が今年の12月20日に公布されまして、本年の4月1日から施行されています。

次に、総社市の犯罪被害者等支援条例が3月30日に公布されまして、4月1日にこれら3つの条例が県内で同時に施行しております。

このほかにも条例に向けた動きがございますので紹介します。まず、先ほど、総社市の条例は説明しましたが、総社市長、V S C Oの理事長等が、市長会に出向きまして、全部の市で条例をつくってほしいと要請しました。それを受けて市長会では、全市が条例制定に向けて取り組むということで一致し、現在は、岡山市、総社市のほかの市でも制定に向けて動きがあるということを聞いております。

それから、今度は町村長会ですけれども、これも総社市長、市長会の事務局長等が出向きまして、県内の全町村の条例を制定するように要請し、前向きな動きが出ております。

岡山県の条例制定の経緯等について説明します。犯罪被害者に特化した条例としては、全国で4番目ということではありますが、もう既に安全安心条例に盛り込んでいる県も多数ございますので、決して岡山県としては先を行っているとは考えておりません。条例制定と考えたときに、安全安心条例の改正では許されない、単独条例にすべきだということで単独条例を制定しました。特に、昨年の県内の条例制定の動きから、単独条例以外は考えられないという情勢でした。

先ほど、第二次取組指針の説明をしましたけれども、取組指針には支援施策について細かく規定していきまして、岡山県では、取組指針を制定して頑張ってきたところで、今さら条例はという意見もありました。そういう中で、犯罪被害者全体を見ますと、裁判員裁判の始まり、被害者参加制度とか、犯罪被害者を取り巻く環境が変わりました。国も、ここで基本計画を見直します。

また、取組指針は、行政機関が取り組むことをまとめているのですが、県民や事業者

の責務、取組内容については書いていません。社会全体で取り組むためにはやはり条例が必要ではないかということと、先ほど言いましたように、県内の犯罪被害者支援に関する盛り上がりがありましたので、条例を制定することとなりました。

パブコメでは、賛同するという意見をいただきました。

県議会、常任委員会では、それぞれで質問や意見が出まして、犯罪被害者に対する関心の高さを感じました。県条例ができたかどうかという質問などが出ました。

条例の内容ですが、リーフレットに条例を掲載しており、見ていただいたらわかりますが、基本法に準じた内容で、新しい具体的な施策は入っておりません。見舞金制度とか、貸付金制度を入れるかというような話も出ましたが、まずは条例をつくるのが一番だろうということでこのような条例を制定しました。

したがって、新しく始まる具体的な施策はありませんが、大きく県の姿勢を示すことができ、県内の関心を高めることができたということが、私は大きな成果だったかなと思っています。

各関係部局においても、条例案について、意見をいただいて、常任委員会でも審議していただきましたので、それぞれの部門で犯罪被害者の支援の関心が高まっていったと思っています。

今後の課題と今後の取組みですけれども、まず、条例をつくりましたので、犯罪被害者の支援の必要性を、条例制定を契機に、リーフレット等を活用してどんどん広めて、県職員等も当然ながら、県民の皆さんに犯罪被害者のことを知っていただくという活動を進めていくということです。

具体的には、犯罪被害者支援に関し、大きな県民のつどいの開催を考えています。

それから、先ほど言いましたように、県民・事業者に対する指針による取組はなかったので、条例に定めた県民の責務、事業者の責務をどんどん周知して行って、皆さんの機運を高めていただこうと考えています。

それから、第二次取組指針をつくりましたので、これに基づく施策も新たに推進します。

ハンドブックの内容も、何年か経過し、いろいろ変わっていますので、その内容を見直して、ハンドブックを効果的に活用できるように頑張っていきたいと思います。

そして最後は、県内全域の犯罪被害者支援に向けた気運を高めていきたいと考えています。

今日、私はもっと自信を持って話をしようと思いましたが、先ほど言いましたように、皆さんの話を聞きますと、まだまだだなと思ったのが実感で、どっちかという、発表するのが恥ずかしくなったなというイメージでした。私自身も、今後勉強が必要かなと思っています。知事部局では私が担当者ですから、私が一番知らなければいけませんが、まだまだ知らないことがいっぱいあります。確かに総合相談窓口を設置しておりますが、相談件数はほとんど数えるほどしかありません。我々が横着をしているのもあるかもしれませんが、岡山県では知事部局がやらなくても、警察とか民間支援団体が非常に頑張ってくれ

ているおかげではないかと思っています。今後は、それに負けないように、どんどん知事部局としてもアピールして、また勉強していきたいと思っています。

条例はできましたけれども、条例をつくることが目的ではありませんので、これを契機に、知事部局なり行政機関内部、行政機関外の県民の皆さんの機運を高めて頑張りたいと思っています。

今日はどうもありがとうございました。